

公告第254号
平成31年3月6日

中部アイティ産業健康保険組合
理事長 福間 知

2019年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について公告

健康保険法第47条（任意継続被保険者の標準報酬）の規定による当健康保険組合の平成30年9月30日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び2019年度の平均標準報酬月額は下記のとおりであることを公告します。

記

1. 平成30年9月30日現在の平均報酬月額 336,008円
2. 2019年度における平均標準報酬月額 340,000円
3. 適用期間 2019年4月1日から2020年3月31日まで

以上